

北海道選挙管理委員会告示第54号

平成30年12月3日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成30年12月4日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	91,197
3分の1の数	669,980

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	67,983	根室市	7,464
札幌市北区	80,323	千歳市	26,916
札幌市東区	74,333	滝川市	11,736
札幌市白石区	61,247	登別市	13,983
札幌市厚別区	36,799	恵庭市	19,511
札幌市豊平区	64,048	伊達市	9,895
札幌市清田区	31,858	北広島市	16,641
札幌市南区	39,992	北斗市	12,999
札幌市西区	61,395	空知地域	44,685
札幌市手稲区	40,068	石狩地域	22,073
函館市	75,609	後志地域	26,000
小樽市	34,543	胆振地域	15,626
旭川市	97,138	日高地域	19,038
室蘭市	24,615	渡島地域	26,124
釧路市	49,135	檜山地域	10,694
帯広市	47,453	上川地域	37,339
北見市	33,894	留萌地域	13,408
岩見沢市	23,767	宗谷地域	8,465
網走市	10,195	オホーツク東地域	17,280
苫小牧市	48,280	オホーツク西地域	19,567
稚内市	9,799	十勝地域	48,833
美唄市	6,489	釧路地域	17,304
江別市	33,972	根室地域	13,525
名寄市	7,923		

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,654
	3分の1の数	127,553
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	11,043
	3分の1の数	158,690
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	11,023
	3分の1の数	158,524
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,857
	3分の1の数	80,935